

5安芸高田市一般競争入札説明書

公有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を実施しますので、入札への参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、この入札説明書、安芸高田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び物品売買契約書を熟読のうえ、所定の手続きに従い入札してください。

なお、入札に参加される方は、「信義に則り、誠実な履行」をお願いします。

2025年6月6日

安 芸 高 田 市

1. 入札に付する物件

下記の物件を入札に付し、売却を行います。

（自動車）

区分番号	物件名	年式	車検	予定価格 （最低落札価格）
7-1-1	トヨタ ハイエーストラック (14,800km)	平成9年式	無	300,000円
7-1-2	トヨタ ハイエース (131,200km)	平成24年式	無	450,000円
7-1-3	マツダ ボンゴブローニイバン (元消防車両) (25,300km)	平成10年式	無	150,000円
7-1-4	ニッサン アトラス (元消防車両) (8,600km)	平成9年式	無	250,000円

2. 入札に付する物件の仕様

物件の現状等については、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧を参照してください。

（アドレス <https://kankocho.jp/>）

3. 入札参加資格

次の各号に該当する方は、入札に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する方

(3) 次のいずれかの場合に該当する方

ア. 代表役員等もしくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、または暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき

イ. 代表役員等または一般役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力または暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき

ウ. 代表役員等または一般役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営

に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、またはこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与していると認められるとき

エ. 代表役員等または一般役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

オ. 代表役員等または一般役員等が、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められ、もしくは(3)エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき

(4) 日本語を完全に理解できない方

(5) 市ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

4. 入札参加申込み方法

(1) 参加仮申込み

参加希望者は、売却システムを利用して参加仮申込みを行ってください。

【参加仮申込み期間】

2025年 6月 6日 (金) 午後1時から

2025年 6月 23日 (月) 午後2時まで

(2) 参加申込み (本申込み)

参加希望者は、(1)の参加仮申込みを行った後、次に掲げる書類を持参または郵送により、安芸高田市へ提出してください。※メール、ファックス不可

①「安芸高田市公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」〈様式1〉(以下「申込書」という。)→安芸高田市のホームページ(以下「ホームページ」という。)より印刷した様式を使用してください。(アドレス <https://www.akitakata.jp/>)

②印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)(コピー可)

※ ②の書類は直近90日以内に発行されたものに限り、(コピー可)ただし、落札者のみ、落札後に原本を提出していただきます。

※ 提出された書類は、一切返却いたしません。

(3) 参加申込み (本申込み) の受付期間及び提出場所

①【受付期間】

2025年 6月 6日 (金) から 2024年 6月 30日 (月) まで

(ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。2025年 6月6日にあつては午後1時からとする。)

<郵送の場合>

2025年 6月 30日 (月) までの消印があるものを有効とします。

※ 簡易書留での送付を推奨します。

※参加者の公平を保つため、期日を過ぎますといかなる理由があつても受付は出来ません

ので締切日にご注意ください。

②【提出場所】

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市 総務部財産管理課

5. 入札保証金

参加希望者は、4. の手続きとともに次のとおり入札保証金を納付してください。

(1) 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の額とします。

(2) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとします。売却システムを利用して参加仮申込みを行った後、所定の手続きに従って納付してください。

※ 定められた期間内に入札保証金の納付を行わなかった方は、入札に参加することができません。

6. 入札物件の公開 **※要予約**

入札物件の公開を次のとおり行います。公開期間内に入札物件を確認されなくても、入札に参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

(1) 【期間】

2025年 6月 6日（金）から 2025年 6月 23日（月）まで

（ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する
休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く）

※ 必ず事前に総務部財産管理課に連絡をして、日時を予約すること。

(2) 【公開場所】

区分番号	物件名	公開場所
7-1-1	トヨタ ハイエーストラック	安芸高田市高宮支所 安芸高田市高宮町佐々部 983 番地 2
7-1-2	トヨタ ハイエース	
7-1-3	マツダ ボンゴブローニイバン (元消防団車両)	
7-1-4	ニッサン アトラス (元消防団車両)	

(3) 【予約先】

安芸高田市総務部財産管理課 電話（0826）42-5613

7. 入札の期間、方法及び開札日時

(1) 【入札の期間】

2025年7月8日（火）午後1時から

2025年7月15日（火）午後1時まで

(2) 【入札の方法】

売却システム上で入札価格を登録してください。入札は1回のみ可能です。

なお、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

郵送による入札書の提出は認めません。

(3) 【開札日時】

2025年7月15日（火）午後1時から

8. 代理人による入札

入札物件の所有者となる者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合、代理人は、本人からの「委任状」〈様式2〉を上記4.（3）①の受付期間内に安芸高田市に提出してください。

- (1) 本人以外の方（配偶者等も含む。）はすべて代理人となります。
- (2) 委任状〈様式2〉はホームページから印刷した様式を使用してください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札又は委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低落札価格）に達しない入札
- (3) 同一物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者決定の方法

入札期間終了後、安芸高田市は開札を行い、入札物件ごとに売却システムによる入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とします。ただし、当該最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により決定します。

11. 落札者への通知

入札期間終了後、安芸高田市から落札者に対して、電子メールその他の方法により通知します。

12. 契約保証金の納付

落札者は、入札保証金と同額の契約保証金を納付してください。なお、上記5. の入札保証金を契約保証金に全額充当するものとし、特に手続きは必要ありません。

13. 契約の締結

落札者は、落札者決定後、直ちに物品売買契約を締結してください。

2025年 7月 22日（火）午後3時までに落札者が契約を締結しない場合、落札はその効力を失うことになり、入札保証金は安芸高田市に帰属します。

- (1) 契約の際には、安芸高田市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入し、(2) の添付書類を併せて安芸高田市に直接持参または郵送してください。
- (2) 添付書類

印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)の原本（90日以内のものに限る）

14. 売払代金の納付

上記12. の契約保証金を売払代金の一部に充当するものとし、残金（入札価格から契約保証金を控除した額）を次のとおり納付してください。

(1) 【納付期限】

2025年 7月 29日（火）午後2時30分まで

※納付期限までに安芸高田市が納付を確認できることが必要です。

(2) 【納付方法】

安芸高田市が交付する納付書で銀行振込みにより納付してください。

15. 売却物件の危険負担

売却物件の危険負担は、契約締結と同時に契約者に移転します。したがって、契約締結から売却物件の引渡しまでの間に、当該物件が本市の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、本市に対して売払代金の減免を請求することはできません。

16. 売却物件の引渡し

売却物件の所有権は、売払代金の納付が完了した時点で契約者に移転します。契約者は、その責任において売却物件の登録等を行ってください。

(1) 入札後は、安芸高田市より送付する「物品（自動車）移転登録等書類請求書」により市に請求してください。書類受領後は、「物品（自動車）移転登録等書類受領書」を提出してください。

(2) 契約・登録及び引渡し等に係る費用の一切は、契約者の負担となります。

(3) 引渡しについては下記のとおりとします。

①期 限

売払代金の納付が完了し所有権が契約者に移転後、10日以内。

（ただし、平日の午前9時から午後5時まででお願いします。）

※引取りの際は、事前に予定日時を財産管理課までご連絡ください。

②場 所

引渡し場所については、上記6. 入札物件の公開場所と同じ。

③引渡し後は、「物品受領書」を提出してください。入札後、安芸高田市より送付します。

④代理人が財産の引渡しを受ける場合は、「物品受領書」下欄の委任状欄へ必要事項を記入のうえ提出してください。

17. その他

(1) 売却物件は落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。

(2) 契約者は、この契約締結後に物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売払代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができません。

この説明書に定めのない事項については、法令等の定めるところによります。